スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

新潟県三条市

自 治 体 名 ： 新潟県三条市
担 当 課 名 ： 教育委員会学校教育課
電 話 番 号 ： 0256-45-1112

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	431.97㎢
人口	90,185人
公立中学校数	9校
公立中学校生徒数	2,231人
部活動数 （運動部活動のみ）	74部活
地域クラブ活動数	9クラブ
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済

地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

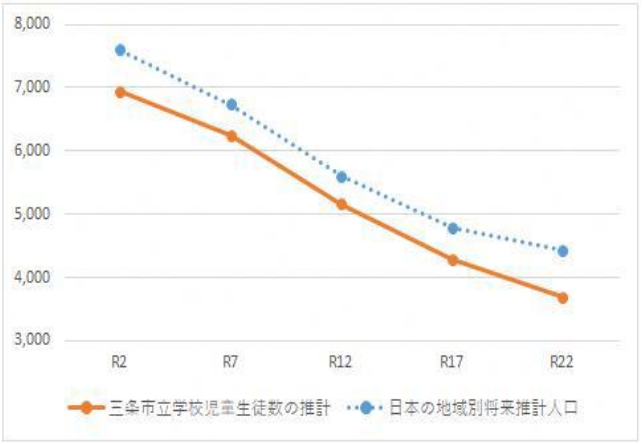
令和5年度に柔道、軟式野球、陸上競技の3種目、令和6年度にバレーボール、剣道、ソフトテニスの3種目、令和7年度に卓球、バスケットボール、サッカーの休日の地域クラブ活動を開始し、各種目において、月2回程度の活動を行った。

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会として、地域クラブを持続可能な活動・運営をしていく必要がある。

課題は多いが、これまで部活動が担ってきた役割を継承するとともに、新たなスポーツ環境を創出し、魅力ある地域クラブ活動を進めることが重要となる。

また、地域クラブの指導においても、兼職兼業教職員に頼らない指導者の確保や資質の向上が必要不可欠となる。

今後も関係団体からの理解と協力をいただきながら、実情に応じた柔軟な取組を推進していく。



「日本の地域別将来推計人口」は信憑性の高いものと捉えているが、全市的な推計である。
人口の推移は地域によって違うことから、「三条市立学校児童生徒数の推計」では、各小学校単位で幾何平均による推計としている。

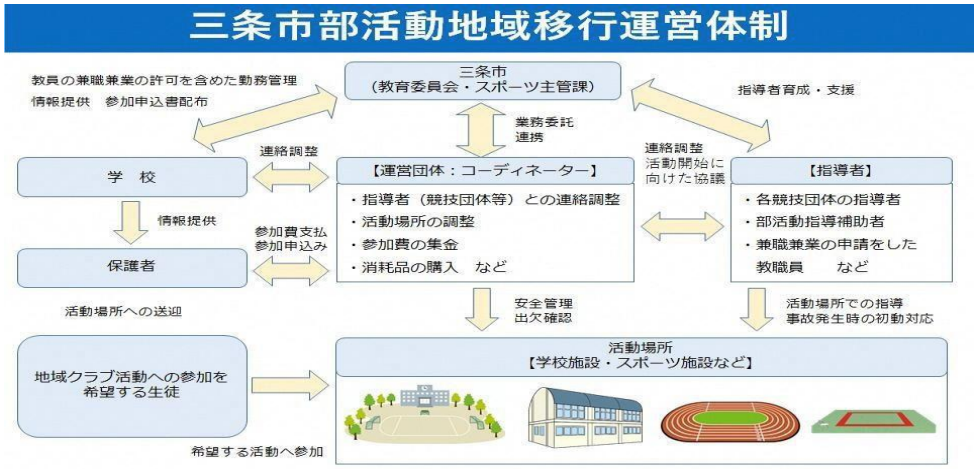
【出典】「日本の地域別将来推計人口」
（令和5年推計 国立社会保障・人口問題研究所）との比較

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●市区町村における推進体制図



●行政組織内での役割分担

◉ 教育委員会（学校教育課）
・事業全体の管理　・三条市スポーツ協会への業務委託
・教職員の兼職兼業の管理
・三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会事務局

◉ 首長部局（健康づくり課スポーツ振興室）
・三条市スポーツ協会との連携
・地域クラブ活動の指導者講習に関する業務
・三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会事務局

◉ コーディネーター 一般社団法人 三条市スポーツ協会
・地域クラブ活動の全体的なマネージメント
・各種クラブの運営と、活動のサポート
・指導者研修の企画と実施

年間の事業スケジュール

令和7年4月	地域クラブ活動「軟式野球」「柔道」陸上」開始
令和7年5月	地域クラブ活動「バレーボール」「剣道」開始
令和7年6月	第1回中学生の地域クラブ活動推進委員会開催
令和7年7月	地域クラブ活動「ソフトテニス」開始
令和7年8月	部活動地域展開説明会（市民対象）
令和7年9月	地域クラブ活動「卓球」開始
令和7年11月	地域クラブ活動「サッカー」「バスケットボール」開始
令和7年12月	第2回中学生の地域クラブ活動推進委員会開催
令和8年2月	部活動地域展開説明会（市民対象）
令和8年3月	第3回中学生の地域クラブ活動推進委員会開催
随時	三条市スポーツ協会、各種競技団体等、関係団体とのミーティング 各校部活動顧問へのヒアリング校長会等での進捗報告 教職員の兼職兼業の手続、参加生徒・指導者の保険加入

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の運営実績

①全体に関すること

実施した地域クラブ活動総数		9クラブ	
ケース別地域クラブ活動数	A：部活動を地域移行した形の地域クラブ活動数（及び移行された部活動数）		9クラブ（74部活動）
	B：部活動にはない種目等、新規の地域クラブ活動数		0クラブ
全体の指導者数	175人	全体の運営スタッフ数	5人

②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）

クラブ名	運営団体種目	実施回数	実施時間帯	参加者	実施時期	活動場所	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
三条市地域クラブ（陸上競技）	三条市スポーツ協会（各種競技団体）	月2回程度	9:00～12:00	68人	4月～	三条燕総合グラウンド	13人	1人（内、兼務1人）	年会費（1,000円）	部活動を原則とする
三条市地域クラブ（柔道）		月2回程度	9:00～12:00	17人	4月～	三条市体育文化会館	9人	1人（内、兼務1人）		
三条地域クラブ（バレーボール）		各会場月1回程度	9:00～12:00	76人	5月～	三条市内中学校体育館	11人	1人（内、兼務1人）		
三条市地域クラブ（剣道）		月2回程度	9:00～12:00	17人	5月～	旧第一中学校体育館	10人	1人（内、兼務1人）		
三条市地域クラブ（軟式野球）		各会場週1回月4回程度	9:00～12:00	86人	4月～	三条燕総合グラウンド	26人	1人（内、兼務1人）		
三条市地域クラブ（ソフトテニス）		月2回程度	13:00～16:00	68人	7月～	旧第一中学校体育館	12人	1人（内、兼務1人）		
三条市地域クラブ（卓球）		月1回程度	9:00～12:00	35人	9月～	三条市内中学校体育館	10人	1人（内、兼務1人）		
三条市地域クラブ（バスケットボール）		月1回程度	9:00～12:00	69人	11月～	三条市内中学校体育館	11人	1人（内、兼務1人）		
三条市地域クラブ（サッカー）		月1回程度	9:00～12:00	43人	11月～	三条市内中学校体育館	10人	1人（内、兼務1人）		

2.実証内容と成果

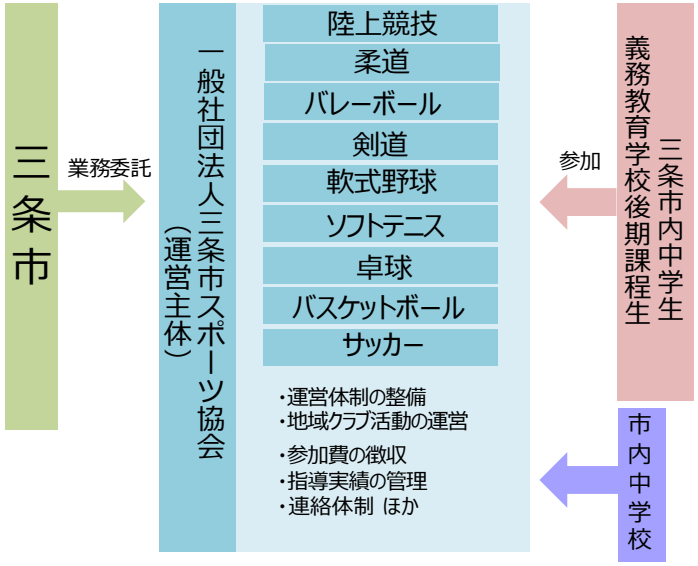
スポーツ庁

主な取組例

●地域クラブ　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	陸上　柔道　バレーボール　軟式野球　剣道 ソフトテニス　卓球　バスケットボール　サッカー
運営団体名	一般社団法人三条市スポーツ協会
期間と日数	陸上競技：4月～月2回程度 柔道：4月～月2回程度 バレーボール、剣道：5月～月2回程度 剣道：5月～月2回程度 軟式野球：4月～月4回程度 ソフトテニス：7月～月2回程度 卓球：9月～月1回程度 バスケットボール：11月～月1回程度 サッカー：11月～月1回程度
指導者の主な属性	各種競技団体、兼職兼業教職員
活動場所	公営施設（グラウンド、体育館） 中学校体育館
主な移動手段	徒歩、自転車、保護者送迎
1人あたりの参加会費等（年額）	年間　1,000円
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

●運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



● 指導者や運営スタッフ等の役割分担等

・統括コーディネーター 1名

役割：休日の地域クラブ活動の運営体制の構築と管理・運営を行う

・種目コーディネーター 4名

役割：担当種目の地域クラブ活動における全般的な運営を行う

・指導者 175名

役割：各種目における地域クラブ活動の技術的指導等を行う

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等

スポーツ庁

取組内容

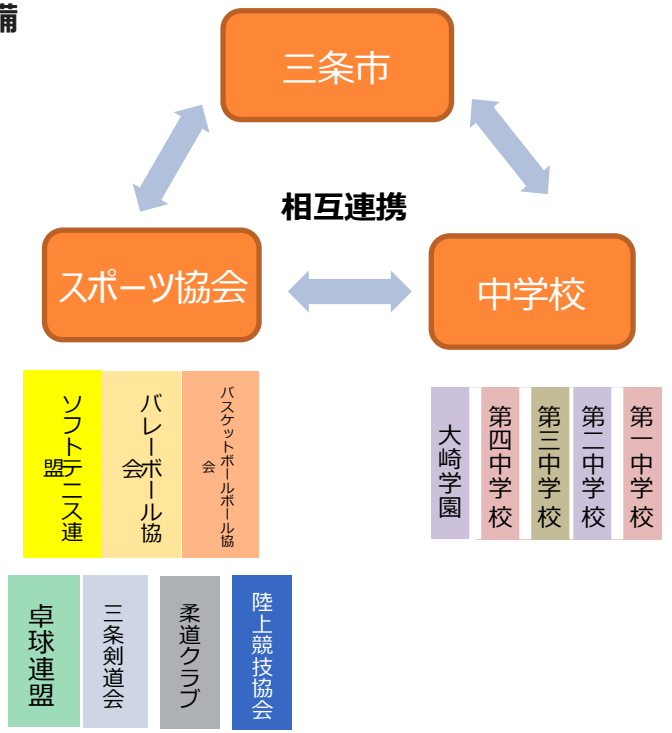
●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

○ 地域クラブの運営・管理を行う総括コーディネーターを1名配置し、運営体制の構築等の総合的業務を行う。
○ 各種目コーディネーターを3名配置し、地域クラブ活動を開始するための準備及び各競技団体との連絡調整等、活動するための業務全般を行う。
○ 地域クラブの指導者として、各競技団体と定期的にミーティングを行い、ヒアリング・助言等を行う。

取組の成果

○ 総括コーディネーターを運営団体に配置したことにより、関係団との連絡調整・会議運営等を円滑に行うことができた。
○ 各種目ごとにコーディネーターを配置したことにより、各競技団体との連携をスムーズに行うことができた。また、定期的なミーティングを行うことで、活動における課題を共有でき、より良い活動に繋げることができた。
○ 三条市、運営団体、指導者それぞれにおける役割分担を明確化し、必要に応じて連携するなど、地域クラブを構築・運営する体制を整備することができた。



各コーディネーターの具体的な動きの実績

【各コーディネーター】
- 定期的に各クラブを巡回し、課題等のヒアリング・助言等を実施した。
- 定例会等の調整等を行い、関係団体との連携に努めた。
- 参加者、指導者への連絡調整を行った。

今後の課題への対応方針

- 令和7年度にバスケットボール、サッカー、卓球の3種目が活動開始となり、部員数及び活動拠点が多くなると、指導者の確保が難しくなるため、令和8年度以降、既存のスポーツクラブを活用しながら、地域クラブの運営方針を協議していく必要がある。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保①

取組事項

- 三条市スポーツ協会を通した関係団体への呼びかけやチラシによる広報
- 三条市立中学校体育系部活動指導補助者や部活動指導員等の人材の活用
- 兼職兼業による指導を希望する教職員の募集
- 令和5年度に作成した「三条市スポーツ指導者育成講習会動画」の活用



取組の成果

- 三条市スポーツ協会が三条市内の各種競技団体等と連携したり、学校教育課から部活動顧問に情報発信したりすることで、新規3種目についても指導者を一定数確保することができた。
- 三条市立中学校体育系部活動指導補助者や部活動指導員から地域クラブ活動の指導に従事してもらった。

部活動指導員：柔道・バスケットボール 各1名

三条市立中学校体育系部活動指導補助者：陸上2名、柔道1名、バレーボール2名、剣道部1名、軟式野球1名、ソフトテニス1名、卓球1名、バスケットボール1名、サッカー1名



三条市スポーツ指導者育成講習会動画　スポーツ医学2　障害予防　より
https://www.youtube.com/watch?v=9BnI6N2O7Rs

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保①

多様な人材の発掘・配置に向けた取組

◎研修会、講習会等の主催は、三条市スポーツ協会、県央スポーツネットワーク等が行う。

◎2025年9月には「改正スポーツ基本法」が施行され、スポーツ団体にコンプライアンスの徹底が求められる観点から、指導者自身のメンタルにも主点を置いた研修も実施している。

指導者研修の内容

研修名	グッドコーチング研修　～怒りのコントロール～
講師	吉田 繁敬
研修内容	スポーツ指導では選手の成長と同時に、指導者自身の感情のコントロールが不可欠である。心理カウンセラーでもある講師から、競技者と指導者がよりよい関係を築くための「アンガーマネージメント」と解決志向の技法を学んだ。 怒りの感情が発生する原因や価値観、思考について学ぶことで怒りの感情を、コントロールする事の重要性について、解説があった。 重要なことは、怒りの感情を抱かないことではなく、うまくそれを抑制し、付き合っていくことであるとの教示を受けた。

※複数の研修を実施しているが、運営主体である三条市スポーツ協会が行った研修を一例として取り上げる。

指導者研修受講者の声

◎参加者内訳

性別：男性65.7%　女性17.1%　未回答17.1%

年代：30代31.4%　40代25.7%　20代22.9%

スポーツ指導者の参加者は全体の65.7%

競技別指導者の参加率：サッカー22.2%　バスケットボール14.8%
剣道11.1%　軟式野球7.4%

●参加者の声

参加者①
具体例を挙げて、感情をコントロールすべき時や、その方法・思考、それを伝えるための言葉使いが学びになった。結果だけではなく、プロセスを学習することで、より、研修内容が理解できた。スポーツの指導に役立つだけでなく、日常生活でも子供へのアプローチの方向が学習できた。

参加者②
アンガーマネージメントの重要性を感じたし、レジリエンス（精神的回復力）についても学習出来たことが収穫である。仕事や家族間のコミュニケーションでも必要な知識であり、子供たちへの指導に生かしていきたい。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等

スポーツ庁

取組内容

● 取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保②

指導者研修の様子



普通救命／AED講習の様子



2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　　ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

◎三条市スポーツ協会への委託による、各種競技団体やスポーツ少年団等との連携強化

◎関係機関の担当者同士の定期的な面談、会議の開催

◎ホームページや印刷物による活動内容の周知

◎担当者による活動現場の視察

取組の成果

- 令和6年度に引き続き、各種競技団体と結びつきの深い三条市スポーツ協会に業務を委託することで、競技ごとのミーティングを定期的かつ綿密に行った。また三条市HP内に部活動地域展開に関する特集ページを設置し、地域クラブ通信やアンケート結果等の情報を掲載した。
- 三条市スポーツ協会、健康づくり課スポーツ振興室、学校教育課の3者によるミーティングを月2回程度実施し、進捗の確認や課題の洗い出し、見通しの共有など推進に向けた協議を活発に行った。





三条市スポーツ協会HP内
「三条市 部活動地域移行【スポーツ】」より
https://sanjobukatudoutiikiikou.jimdofree.com/

今後の課題と対応方針

- 今後も定期ミーティングを繰り返す中で、お互いの合意形成を図りながら事業を進めていく。今後、国、県の方針を踏まえながら推進していく事業方針等について、関係団体（三条市スポーツ協会ほか）としっかりと情報共有を図り、適切に事業を推進できるように努める。
- 各競技団体との情報交換を通して各競技における課題を把握し、改善していく。これらの内容を地域クラブ活動に生かすとともに、持続可能な地域クラブの運営・管理について協議を進め、体制の深化・強化を目指す。

2.実証内容と成果

取組内容

●取組項目名　エ：面的・広域的な取組

取組事項

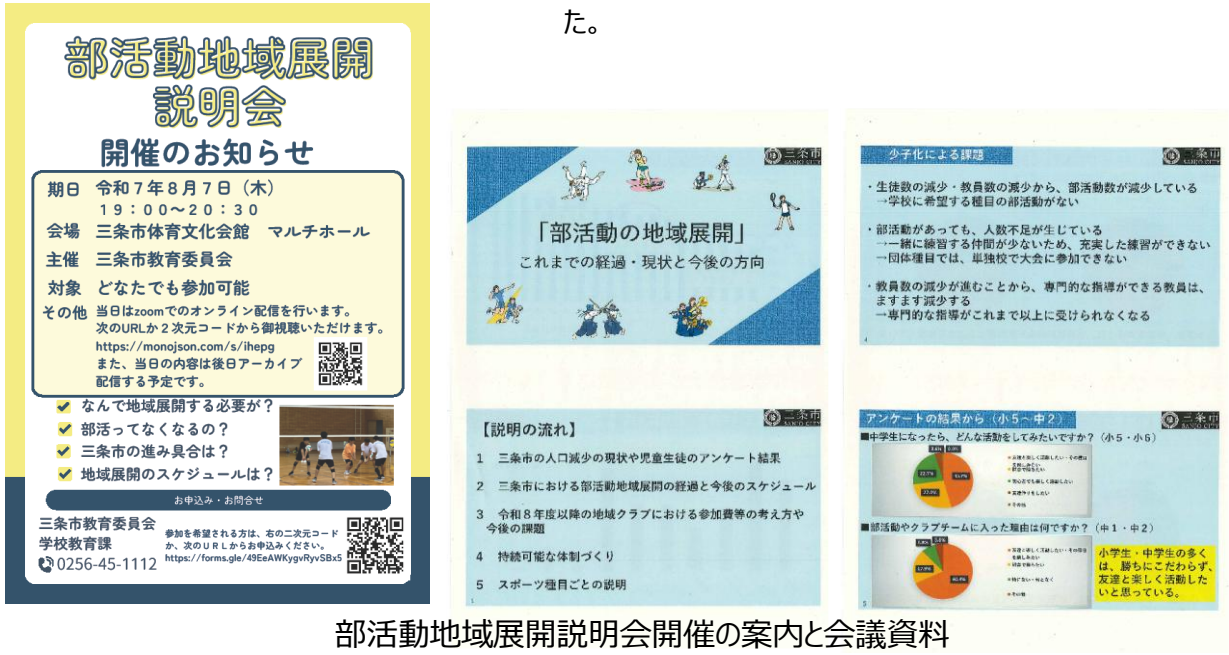
- 令和5年度から段階的に開始した9種目の情報共有や共通課題の洗い出し、近隣市町村との協議の場の設定などによる取組

取組の成果

- 種目コーディネーターが定期的に地域クラブ活動を参観し課題把握に努めた。
- 近隣市町村との情報交換は適宜行ったが、協議の場を設定するには至らなかった。
- 8月と2月には全市民を対象とした「部活動地域展開説明会」を開催。（聴衆約80人オンライン参加30人（8月）、34人オンライン参加29人（2月））。部活動地域展開の意義や、少子化に伴う地域クラブの必要性を解説した。

今後の課題と対応方針

- 参加種目、参加生徒の増加により、課題が増えていくことが想定される。各コーディネーターとの情報交換を密に行い、課題把握に努めるとともに、解決策について協議していく。
- 他の自治体の生徒を受け入れることの可否や、その場合の様々な課題について三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会等で検討するとともに、必要に応じて他の自治体の担当者と協議する場を設定していく。
- 部活動地域展開の意義を広く市民に浸透させ、将来的に持続可能な地域総合型スポーツクラブのプラットフォームの構築を目指す。



部活動地域展開説明会開催の案内と会議資料

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　オ：内容の充実

活動の詳細

開催日	第1回 6月30日（月） 第2回 12月16日（火） 第3回 3月下旬を予定	参加者数	第1回 15人 第2回 16人 第3回 未定
具体的な内容	【第1回】 令和6年度　部活動地域移行の動向について 令和7年度　地域クラブ活動実績 令和7年度　地域クラブ活動予定 「部活動地域展開説明会」内容の協議	【第2回】 令和7年度 地域クラブの活動状況等について 新潟県の部活動の地域展開について	【第3回】 令和8年度以降の地域クラブ活動について 受益者負担や地域クラブの認証制度について

取組事項

- 「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」を計3回開催し、部活動地域移行を推進するために学校関係者や地域の団体、保護者の代表者等から広く意見を求めた。
- 8月開催の「部活動地域展開説明会」の内容や開催場所、周知の方法について意見を交わした。
- 受益者負担の金額や、地域クラブの認証制度の基準についても論議した。
- 令和8年度以降のスケジュールについて協議した。

令和7年度　地域クラブ活動実績

※令和8年2月末現在

種目スポーツ	活動開始日	実施回数（予定回数）	登録指導者数	参加生徒数
陸上競技	4月12日（土）	22回（24回）	17人	68人
柔道	4月12日（土）	28回（32回）	9人	17人
バレーボール（2拠点）	5月25日（日）	28回（30回）	41人	76人
剣道	5月24日（土）	13回（15回）	10人	17人
軟式野球（3拠点）	4月5日（土）	193回（209回）	26人	86人
ソフトテニス	7月5日（土）	13回（14回）	12人	68人
卓球	9月27（土）	7回（9回）	10人	35人
バスケットボール（3拠点）	11月24日（月）	6回（8回）	11人	69人
サッカー	11月22日（土）	3回（4回）	10人	43人

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　　カ：参加費用負担の支援等

取組事項

◎市負担等による低廉な会費の設定に係る取組

◎地域クラブ活動1回あたりについての参加額の決定

◎経済的困窮世帯への支援

◎地域クラブ移行後の負担額、支援額の試算

令和7年度地域クラブに係る経費

■低廉な会費設定

令和5年度から令和7年度までは、年会費1,000円（保険料含む）とし、不足分は市が負担することとした。

■経済的困窮世帯への支援

要保護・準要保護世帯は参加費を免除し、市が負担することとした。
※いずれも、推進計画にて規定

令和8年度以降の負担額の予定

■地域クラブ活動1回の参加費500円を基本的な考え方として、参加費用を月額で設定する。
（例）　月4回の活動の場合は500円×4回＝2,000円/月額

■生徒用スポーツ傷害保険　800円

■就学援助世帯（要保護・準要保護）は、運営費月額1,000円を免除、市が負担する。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

● **取組項目名　　キ：学校施設の活用等**

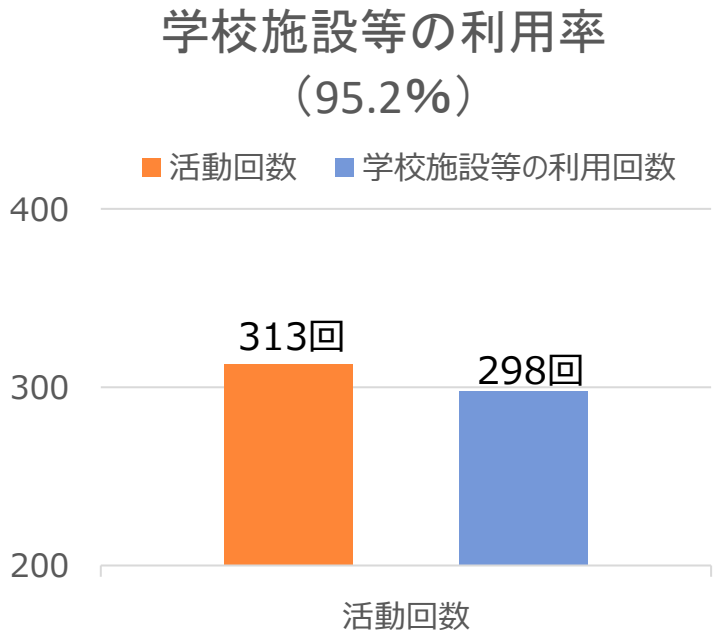
取組事項

○今後、地域クラブ活動における保護者等に負担が見込まれる受益者負担を軽減するため、活動場所を施設使用料等の減免対象となる学校体育館及び公共施設を活用するよう調整を行った。

○各学校に地域クラブ活動の拠点となる旨を説明し、事業への協力及び施設利用について、可能な限り便宜を図ってもらうよう依頼した。

取組の成果

活動拠点となる学校には、定例校長会での説明及び担当教諭に説明し、理解を高めたことで、各学校との連携強化に繋がり、全313回の活動において 298回（95.2%）が学校体育施設等を利用しての活動となった。



今後の課題と対応方針

令和8年度は8月をもって、学校部活動を停止し、地域クラブに活動の場が移行する予定のため、学校にはこれまで以上に地域展開への理解と協力が求められる。

また、地域クラブ活動の拠点となる学校体育施設において、利用しやすい環境を整えると同時に、学校のセキュリティ面に関することを協議し、安全かつ効率的に利用できる仕組みを検討する。

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

● 総括

令和5、6年度に「柔道」「軟式野球」「陸上競技」「バレーボール」「剣道」「ソフトテニス」、そして令和7年度は「卓球」「バスケットボール」「サッカー」の休日地域クラブ活動を開始した。それら合計9種目を継続するとともに、三条市スポーツ協会、首長部局である健康づくり課スポーツ振興室との定期ミーティングを通して、地域クラブ活動の課題等の検証及び今後の方針等の協議を行うことで、適切に事業推進を図ることができた。

また、事業啓発の一環として小中学校向け保護者連絡ツール「tetoru」を使用し、各種目の参加者募集　案内を配信した。また、生徒用タブレットに同様の案内を送信し、事業周知を行った。

個別の案件として、柔道は他の8種目に先駆け、地域クラブとして大会出場を果たした。これにより、今まで部活動のみに適用されていた補助金制度が、地域クラブではどのような形で運用されるのかを把握できた。来年度以降、地域クラブが大会に出場、遠征する際のモデルケースになり、円滑な地域展開を進める基盤作りができたといえる。

●成果の評価

令和5年度に策定した「中学校の部活動の地域移行に関する推進計画」に基づき、概ね計画通りに事業を進めることができた。関係団体との関係は良好で、相互連携もスムーズである。指導者の確保や部活動との共存等、課題は散見されたが、市内各中学校やスポーツ協会の協力を得て解決の目処の立つ年度となった。

「サッカー」「バスケットボール」は、時期が年度の後半にずれ込みつつも開始の運びとなり、予定していた9種目すべて休日のクラブ活動を実施できた。令和8年度に、地域展開のさらなる充実を図るための足がかりが完了したといえる。

● 今後に向けて

令和8年度は8月をもって、既存の9種目をはじめとした休日の学校部活動を停止となる予定のため、その運営・管理・指導面及び活動内容等の更なる協議が不可欠となる。

また、平日部活動の地域展開も見据え、関係団体と安定した運営体制等の確立を図りつつ、推進委員会で頂戴した意見を元に、中学生部活動のさらなる拡充を目指す。ひいては、生徒が将来的に継続してスポーツ・文化活動に勤しめる持続可能な総合型地域スポーツクラブを構築するための土台作りが急務である。

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

参考資料



【地域クラブ活動（剣道）】



【地域クラブ活動（バレーボール）】



【地域クラブ活動（柔道）】



【第1回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会】

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
◎休日のクラブ活動（3種目）開始 ◎「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」設置・開催	◎休日の地域クラブ活動を6種目に拡充	◎関係団体との連携・調整 ◎推進委員会の定期開催 ◎クラブ通信発刊による啓発 ◎休日の地域クラブ活動を9種目に拡充 ◎令和8年度以降の展望について検討	◎休日の部活動を停止予定

【令和6年度 実施内容】

●ステークホルダー
各競技団体、三条市スポーツ協会

●経過
9月7日にバレーボール、9月28日に剣道、12月21日にソフトテニスの休日の地域クラブ活動をスタートさせた。令和5年度にスタートさせた3種目についても、継続して実施した。「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」を3回開催し、市の考えや進捗状況、国や県の動向等を共有するとともに、今後の推進方法等についての意見をいただいた。児童生徒やその保護者向けに、地域クラブ活動通信を発行した。

●創意点・成果
小学校5・6年生と中学校1・2年生を対象に、子どもたちの志向性を把握するためのアンケートを実施。地域クラブへの志向性を確認できた。

【令和7年度 実施内容】

●ステークホルダー
三条市スポーツ協会、各競技団体、地域クラブ活動推進委員会

●経過
「バスケットボール」「サッカー」「卓球」の休日の地域クラブ活動を開始した。三条市スポーツ協会が運営主体となり、各種競技団体との連絡調整及び関係団体との相互連携を行う。既存種目においても、課題等の洗い出し、改善等を行い、地域クラブ活動及び運営方法について更なる検討を行った。

●成果
「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」において、令和8年度以降の受益者負担額や大会参加の在り方、平日の地域クラブ活動の実施方法等について合意形成を図ることができた。

【令和8年度 実施予定】

●ステークホルダー
三条市スポーツ協会、各競技団体、地域クラブ活動推進委員会

●経過（予定）
8月をもって休日の学校部活動を停止し、地域クラブからの中体連の大会参加に移行する。保険加入、施設の借用申請、指導者への謝金支払い、備品等の購入等、三条市スポーツ協会へ業務の移管を行う。

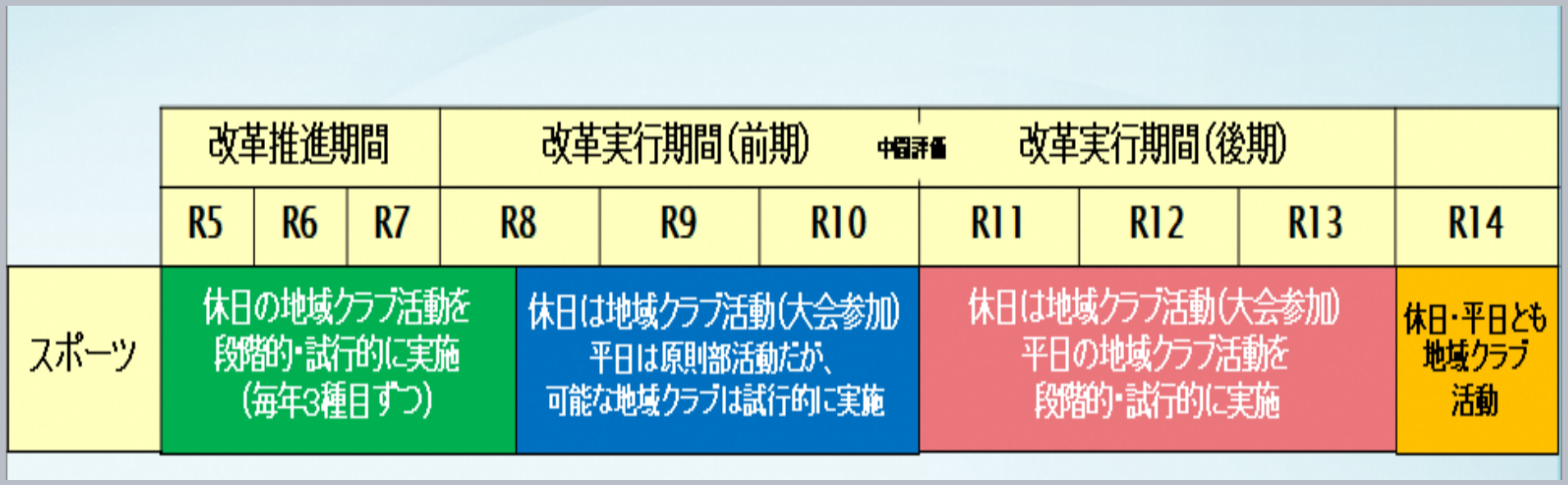
●予想される課題
9種目の地域クラブ活動で生まれる新たな課題に対処し、改善を図ること。平日の地域クラブ活動の具体的な実施方法についても、三条市スポーツ協会をはじめとした各関係団体と連携を強化、合意形成に結びつける事が求められる。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

三条市部活動地域展開における今後の展望



三条市では、令和7年度までの改革推進期間において、学校に設置されている9つのスポーツ種目について、段階的・試行的に取組を進めてきた。令和8年度、夏の中体連大会終了後、新チームになる時期を捉えて9月から休日の活動を本格的に地域展開していく予定である。